



令和元年
10月18日
スタート

令和2年
10月9日
まで

弁護士・司法書士による 無料法律相談の実施について

誰でも利用できるの？

対象者：災害救助法が適用された市町村（特別区を含む）に、令和元年10月10日（災害発生日）に自宅や営業所などがあつた方（法人を除く）であれば、資力の有無は問いません。

災害救助法の適用市町村については、内閣府ホームページ「内閣府防災情報のページ」をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

相談内容：生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます（刑事事件は対象外）。ただし、同一問題でのご利用は、その他の相談（※）と合わせて3回までとなります。

※その他の相談とは、一般法律相談と特定援助対象者法律相談（高齢や障がい等で認知機能が十分でない方を対象とした相談）を指します。

■相談例

借金
(二重ローン等)

賃貸借問題

家族の問題
(相続等)

損害賠償請求



どうやって利用すればいいの？

まずは、お近くの法テラスへご連絡ください！

●お近くの法テラスにお問い合わせいただくと、法テラスの事務所または弁護士・司法書士の事務所等で行う無料法律相談をご案内いたします。

お近くの法テラスはホームページからご確認ください。

<https://www.houterasu.or.jp/index.html>



●被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。
(平日：9～21時、土曜日：9～17時、日曜祝日・年末年始休業)
0120-078309(おなやみレスキュー)

令和元年台風第19号
被災者の方のための無料法律相談